

函館市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (元年12月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人	千円	千円	千円	%	%
	255,308	136,199,691	1,344,638	17,104,867	12.6	12.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

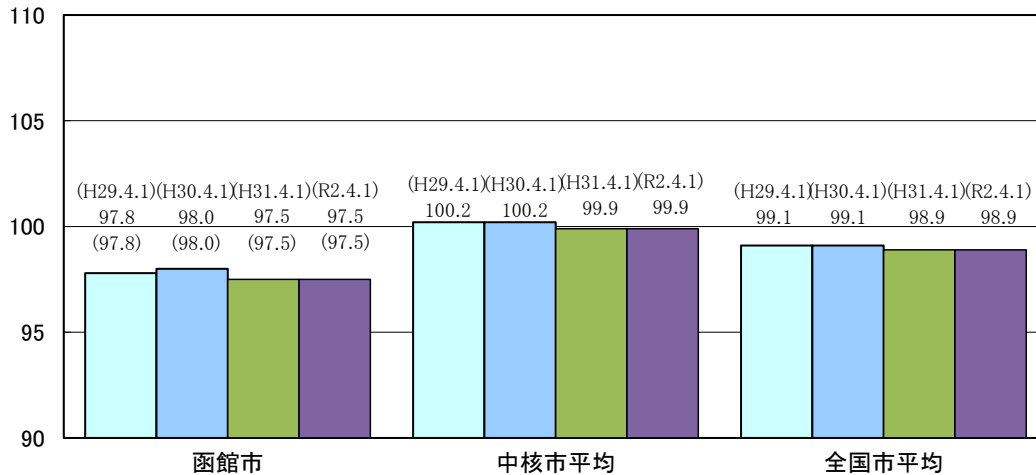
区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1,926	7,397,322	1,350,751	2,935,639	11,683,712	6,066	6,444

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は平成31年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

〔実施〕 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改訂実施時期)平成27年4月1日

(内容)行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、給料表の水準の平均1.9%の引下げ

平成27年度、平成28年度で改定額の1/2相当を段階的に引下げる経過措置を実施

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準と同様の支給割合

(実施時期)平成27年4月1日

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合
		4月1日時点	遷及改定後					
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
函館市の支給割合	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様の見直し。(平成27年4月1日実施)

持ち家にかかる住居手当経過措置は平成27年度で終了。(※平成27年度の経過措置額は2,000円)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(2年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
函館市	43.1 歳	318,226 円	373,126 円
			350,605 円
北海道	43.2 歳	321,400 円	389,524 円
国	43.2 歳	327,564 円	408,868 円
中核市	41.8 歳	318,797 円	405,898 円

(注)1「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における基本給の平均です。

2「平均給与月額(国比較ベース)」の上段は、給料月額に毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、下段は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当などを除いたもの)で算出しています。

② 技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似団体	平均年齢	平均給与月額 (B)	
函館市	55.4 歳	115 人	315,905 円	333,070 円 332,571 円	-	-	-	-
うち清掃職員	55.5 歳	24 人	318,875 円	350,138 円 339,571 円	廃棄物処理 業従業員	46.2 歳	300,100 円	1.06
うち用務員	55.3 歳	72 人	314,286 円	328,232 円 331,533 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	1.51
うち給食調理員	53.8 歳	12 人	330,732 円	339,915 円 343,054 円	調理士	44.4 歳	241,700 円	1.37
うち自動車運転手	57.2 歳	1 人	※ 円	※ 円	自家用乗用 自動車運転手	56.5 歳	213,800 円	※
うちその他	59.2 歳	6 人	287,169 円	323,835 円 291,602 円	-	-	-	-
北海道	55.4 歳	172 人	318,800 円	343,592 円 335,702 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	328,862 円	-	-	-	-
中核市	50.2 歳	210 人	326,183 円	383,335 円 358,637 円	-	-	-	-

(注) ※は該当職員が3人以下であるため、記載していません。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
函館市	5,414,040円	—	—
うち清掃職員	5,558,756円	4,166,100円	1.3
うち用務員	5,384,584円	2,862,400円	1.9
うち給食調理員	5,595,880円	3,186,900円	1.8
うち自動車運転手	※	2,821,400円	※
うちその他	4,878,920円	—	—

(注)1 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です
2 ※は該当職員が3人以下であるため、記載していません。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
函館市	46.3 歳	386,394 円	422,417 円
北海道	45.3 歳	363,200 円	410,121 円
中核市	46.5 歳	385,298 円	442,650 円

(2) 職員の初任給の状況(2年4月1日現在)

区 分	函 館 市	北 海 道	国	
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	150,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(2年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	256,654 円	345,604 円	381,676 円	406,056 円
	高校卒	※1 219,622 円	※1 318,118 円	347,825 円	368,688 円
技能労務職	高校卒	※2 — 円	※2 — 円	※2 — 円	※1 321,059 円
	中学卒	※2 — 円	※2 — 円	※2 — 円	※2 — 円
教育職	大学卒	※2 — 円	408,564 円	※1 422,166 円	※2 — 円
	高校卒	※2 — 円	※2 — 円	※2 — 円	※2 — 円

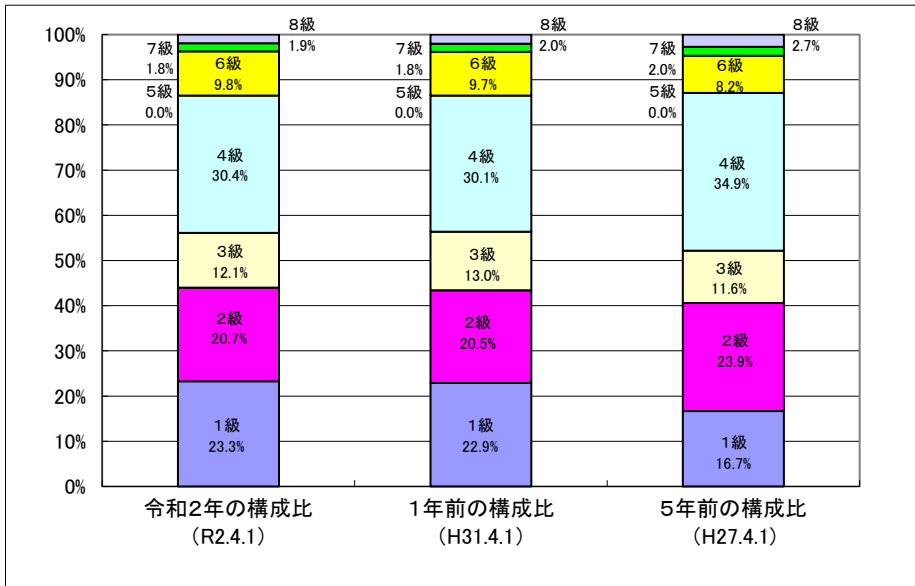
(注)1 ※1は該当職員が3人以下であるため、近似階層職員の金額を記載しています。
2 ※2は該当職員および近似階層職員が3人以下であるため、金額を記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(2年4月1日現在)

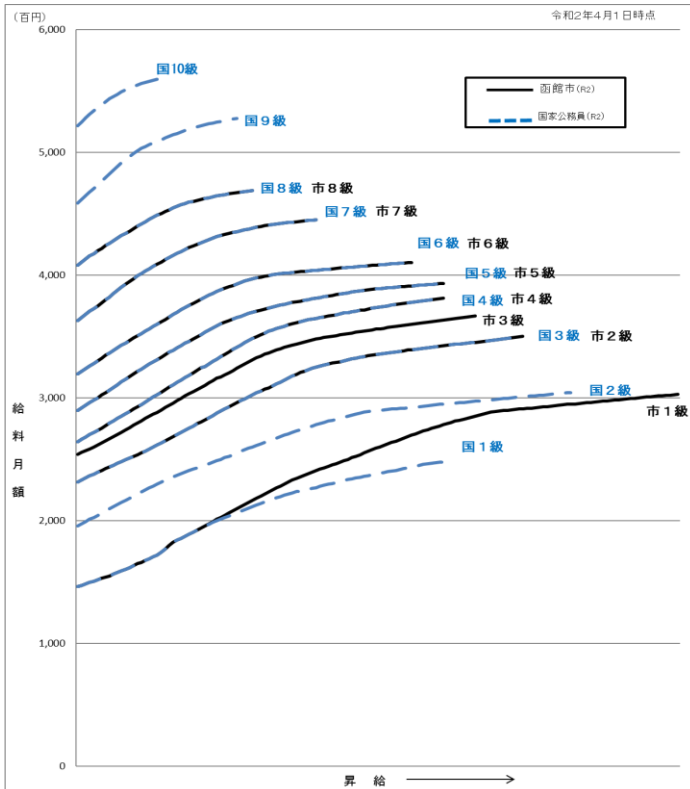
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	24人	1.9%	408,100円	468,600円
7級	部次長	23人	1.8%	362,900円	444,900円
6級	課長	123人	9.8%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐	0人	0.0%	289,700円	393,000円
4級	係長, 主査	380人	30.4%	264,200円	381,000円
3級	主任	151人	12.1%	254,000円	366,500円
2級	主任主事, 主任技師	259人	20.7%	231,500円	350,000円
1級	主事, 技師	291人	23.3%	146,100円	304,200円

(注)1 函館市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成27年度より、給与制度の総合的見直しに伴い、職制の整理、統合により級構成を改め、適用替えを実施しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(函館市)

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分 昇給実績がある区分	昇給可能な区分 昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ(一律)		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

函 館 市	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,500 千円	1人当たり平均支給額(元年度) 1,579 千円	-
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況(函館市 一般行政職)

令和2年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上下、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当(2年4月1日現在)

函 館 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	8,577 千円	20,613 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)		1,395 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)		279 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	20 %	2 人	20 %
札幌市	3 %	3 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)	※ 9,148 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	0 %
手当の種類(手当数)	0 種類

(注) 支給実績は、北海道の条例を準用している、市立高校、幼稚園に勤務する教員のみ該当します。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	449,022 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	226 千円
支給実績(30年度決算)	422,829 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	212 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を計算する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子1人につき 10,000 円 (2)子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 (部長級にあつては、1人につき3,500円) ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、5,000円加算。	同じ	—	212,171 千円	222,033 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 家賃に応じた額(限度額28,000円) ※令和2年4月以降の手当額が令和2年3月に支給されていた額から1,000円を超えて減額になる場合、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、改定前の額より1,000円を減じた額を支給	異なる	(市)親族が所有する住宅に居住する職員および親族間での賃貸借契約により居住している職員には手当を支給しない。 (国)令和2年4月以降の手当額が令和2年3月に支給されていた額から2,000円を超えて減額になる場合、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間、改定前の額より2,000円減じた額を支給する。	161,175 千円	301,121 円
初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に対し、月額308,600円を限度として支給	異なる	(国)採用16年目から減額し、35年間支給	5,727 千円	2,863,500 円
通勤手当	(1)通勤のため片道2km以上の距離を、交通機関を利用して、その運賃または料金を負担することを常例とする職員に対し、運賃等相当額を支給(限度額55,000円) (2)通勤のため片道2km以上の距離を、自動車等の交通用具を利用することを常例とする職員に対し、通勤距離に応じて支給(限度額31,600円)	同じ	—	123,506 千円	75,755 円
単身赴任手当	人事異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に対し、30,000円+交通距離に応じた加算額(限度額70,000円)を支給	同じ	—	504 千円	504,000 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 4,200 円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額=1時間あたりの給与額× (25/100)×勤務時間数	同じ	—	32,504 千円	99,935 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (1)部長職 88,000 円 (2)部次長 74,000 円 (3)課長職 64,000 円 (4)課長補佐職 57,000 円	異なる	(国)職務の級及び組織と官職に応じた区分(一種~五種)により、定額支給	166,573 千円	821,231 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族のある職員 22,540 円 (2)世帯主でその他の職員 12,860 円 (3)世帯主でない職員 8,600 円	同じ	—	155,665 千円	83,745 円

5 特別職の報酬等の状況(2年4月1日現在)

給料	区分	給料		月額		等	
		円	円	円	円	円	円
市副市長	市長	1,050,000	円	(参考)中核市における最高/最低額			
	副市長	830,000	円	1,180,000	円/	707,000	円
報酬	議長	630,000	円	974,000	円/	696,000	円
	副議長	560,000	円	827,000	円/	584,000	円
	議員	510,000	円	748,000	円/	504,000	円
期末手当	市長	(元年度支給割合)		(職務加算)			
	副市長	4.50	月分	20	%		
退職手当	議長	(元年度支給割合)		(職務加算)			
	副議長	4.50	月分	20	%		
退職手当	市長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副市長	給料月額×在職年数×550/100		22,321,530 円	任期毎		
		給料月額×在職年数×410/100		13,153,276 円	任期毎		

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 退職手当は平成30年4月1日より当分の間、上記「算定方式」により算出した額から100分の3.37を乗じて得た額を減額します。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

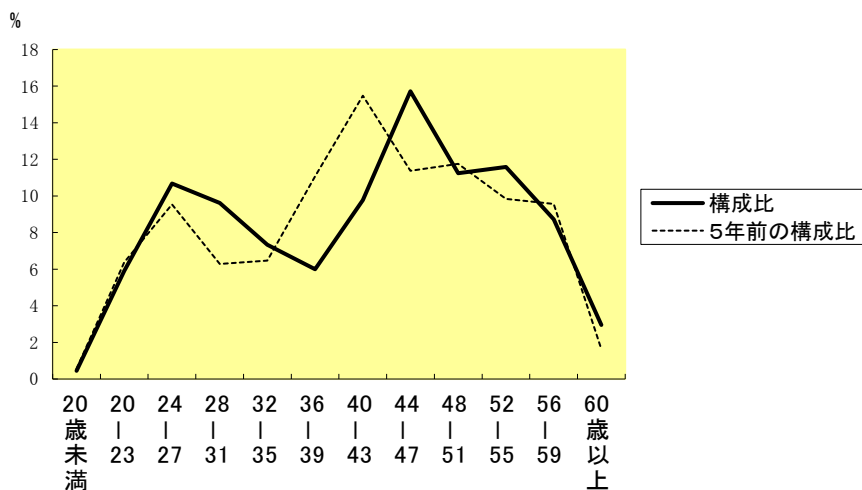
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和2年	令和元年		
一般行政部門	議会	14	14	0	福祉拠点の整備等による増 ごみ処理の委託化等による減
	総務	322	325	▲3	
	税務	106	106	0	
	民生	323	318	5	
	衛生	205	214	▲9	
	労働	5	5	0	
	農水	44	44	0	
	商工	68	73	▲5	
	土木	183	181	2	
	小計	1,270	1,280	▲10	
特別行政部門	教育	269	290	▲21	中学校調理場委託等による減
	消防	387	388	▲1	
	小計	656	678	▲22	
公営企業会計等部門	病院	1,017	975	42	体制強化による増 電車乗務員正規職員化による増
	水道	116	112	4	
	交通	87	71	16	
	下水道	55	55	0	
	その他	114	113	1	
	小計	1,389	1,326	63	
合計		3,315 [3,503]	3,284 [3,498]	31 [5]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 職員数には一部事務組合等を含みません。

(2) 年齢別職員構成の状況(2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	15人	196人	354人	319人	243人	199人	324人	521人	373人	384人	289人	98人	3,315人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門別	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,293	1,278	1,287	1,277	1,280	1,270	▲ 23 (▲1.8%)
教育	345	339	329	314	290	269	▲ 76 (▲22.0%)
消防	378	387	386	386	388	387	9 (2.4%)
普通会計計	2,016	2,004	2,002	1,977	1,958	1,926	▲ 90 (▲4.5%)
公営企業等会計計	1,368	1,360	1,336	1,341	1,326	1,389	21 (1.5%)
総合計	3,384	3,364	3,338	3,318	3,284	3,315	▲ 69 (▲2.0%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
 2 職員数には一部事務組合等を含みません。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円	千円	千円	%	%
	4,218,147	395,382	792,699	18.8	18.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費96,534千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村(政令 指定都市を除く)平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	116	464,384	51,250	186,937	702,571	6,057	6,166

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和元年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.8 歳	347,494 円	520,429 円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 類似団体については国において集計中のため、公表され次第記載します。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業		国	
1人当たり平均支給額(元年度) 1,612 千円		-	
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(2年4月1日現在)

水 道 事 業			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
1人当たり平均支給額	0 千円	19,307 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	- %
手当の種類(手当数)	〇種類
手当の名称	主な支給対象職員
	主な支給対象業務
	左記職員に対する支給単価
-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	15,329 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	147 千円
支給実績(30年度決算)	17,424 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	164 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子1人につき 10,000 円 (2)子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 (部長職にあつては、1人につき3,500円) ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、5,000円加算。	同じ	-	17,126 千円	234,603 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 家賃に応じた額(限度額28,000円) ※令和2年4月以降の手当額が令和2年3月に支給されていた額から1,000円を超えて減額になる場合、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、改定前の額より1,000円を減じた額を支給	同じ	-	6,550 千円	284,783 円
通勤手当	(1)通勤のため片道2km以上の距離を、交通機関を利用して、その運賃または料金を負担することを常例とする職員に対し、運賃等相当額を支給(限度額55,000円) (2)通勤のため片道2km以上の距離を、自動車等の交通用具を利用することを常例とする職員に対し、通勤距離に応じて支給(限度額31,600円)	同じ	-	9,089 千円	84,944 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額=1時間あたりの給与額×(25/100)×勤務時間数	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (1)部長職 88,000 円 (2)部次長 74,000 円 (3)課長職 64,000 円 (4)課長補佐職 57,000 円	同じ	-	9,744 千円	812,000 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族のある職員 22,540 円 (2)世帯主でその他の職員 12,860 円 (3)世帯主でない職員 8,600 円	同じ	-	10,538 千円	92,439 円

(2) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 6,579,185	千円 964,347	千円 322,902	% 4.9	% 5.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費92,019千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村(政令 指定都市を除く)平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 55	千円 218,424	千円 23,073	千円 89,585	千円 331,082	千円 6,020	千円 6,134

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(2年4月1日現在)

区 分	平均 年 齢	基 本 給	平均月収額
公共下水道事業	48.8 歳	332,840 円	530,999 円
団体平均	43.0 歳	337,655 円	510,496 円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 類似団体については国において集計中のため、公表され次第記載します。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公 共 下 水 道 事 業	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,629 千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(2年4月1日現在)

公 共 下 水 道 事 業			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	0 千円	19,132 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

工 特殊勤務手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	- %
手当の種類(手当数)	O種類
手当の名称	主な支給対象職員
	主な支給対象業務
	左記職員に対する支給単価
-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	5,852 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	119 千円
支給実績(30年度決算)	9,008 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	184 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子1人につき 10,000 円 (2)子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 (部長級にあつては、1人につき3,500円) ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子は、5,000円加算。	同じ	-	7,873 千円	231,559 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額 16,000円を超える家賃を支払っている職員に 支給 家賃に応じた額(限度額28,000円) ※令和2年4月以降の手当額が令和2年3月に 支給されていた額から1,000円を超えて減額 になる場合、令和2年4月1日から令和4年3月 31日までの間、改定前の額より1,000円を減じ た額を支給	同じ	-	3,747 千円	288,231 円
通勤手当	(1)通勤のため片道2km以上の距離を、交通 機関を利用して、その運賃または料金を負 担することを常例とする職員に対し、運賃等 相当額を支給(限度額55,000円) (2)通勤のため片道2km以上の距離を、自動 車等の交通用具を利用することを常例とす る職員に対し、通勤距離に応じて支給 (限度額31,600円)	同じ	-	3,695 千円	75,408 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額=1時間あたりの給与額× (25/100)×勤務時間数	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (1)部長職 88,000 円 (2)部次長 74,000 円 (3)課長職 64,000 円 (4)課長補佐職 57,000 円	同じ	-	5,016 千円	836,000 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に 在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族のある職員 22,540 円 (2)世帯主でその他の職員 12,860 円 (3)世帯主でない職員 8,600 円	同じ	-	4,763 千円	91,596 円

(3) 交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 1,404,420	千円 △30,645	千円 518,633	% 36.9	% 36.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 72	千円 254,565	千円 57,658	千円 100,614	千円 412,837	千円 5,734	千円 8,186

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
交通事業	43.2 歳	287,004 円	497,914 円
団体平均	45.4 歳	379,715 円	658,454 円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 類似団体については国において集計中のため、公表され次第記載します。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交 通 事 業		国	
1人当たり平均支給額(元年度) 1,417 千円		-	
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(2年4月1日現在)

交 通 事 業			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)			
1人当たり平均支給額	0 千円	16,568 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成31年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	- %
手当の種類(手当数)	O種類
手当の名称	主な支給対象職員
	主な支給対象業務
	左記職員に対する支給単価
-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	38,825 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	571 千円
支給実績(30年度決算)	37,789 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	573 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(O年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり, 短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子1人につき 10,000 円 (2)子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 (部長級にあつては, 1人につき3,500円) ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子は, 5,000円加算。	同じ	-	9,971 千円	221,578 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け, 月額 16,000円を超える家賃を支払っている職員に 支給 家賃に応じた額(限度額28,000円) ※令和2年4月以降の手当額が令和2年3月に 支給されていた額から1,000円を超えて減額 になる場合, 令和2年4月1日から令和4年3 月31日までの間, 改定前の額より1,000円を減じ た額を支給	同じ	-	5,354 千円	297,444 円
通勤手当	(1)通勤のため片道2km以上の距離を, 交通 機関を利用して, その運賃または料金を負 担することを常例とする職員に対し, 運賃等 相当額を支給(限度額55,000円) (2)通勤のため片道2km以上の距離を, 自動 車等の交通用具を利用することを常例とす る職員に対し, 通勤距離に応じて支給 (限度額31,600円)	同じ	-	2,478 千円	44,250 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として, 午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額=1時間あたりの給与額× (25/100)×勤務時間数	同じ	-	975 千円	18,750 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (1)部長職 88,000 円 (2)部次長 74,000 円 (3)課長職 64,000 円 (4)課長補佐職 57,000 円	同じ	-	3,480 千円	870,000 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に 在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族のある職員 22,540 円 (2)世帯主でその他の職員 12,860 円 (3)世帯主でない職員 8,600 円	同じ	-	6,546 千円	93,514 円

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 20,346,174	千円 1,233,016	千円 6,976,259	% 34.3	% 34.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村(政令 指定都市を除く)平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 975	千円 3,726,247	千円 3,250,011	千円 1,433,211	千円 8,409,469	千円 8,625	千円 6,949

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(2年4月1日現在)

ア 医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	39.0 歳	453,715 円	1,059,403 円
団体平均	45.0 歳	570,298 円	1,417,337 円
事業者	歳		円

イ 看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	38.1 歳	288,188 円	348,340 円
団体平均	39.7 歳	295,171 円	474,760 円
事業者	歳		円

ウ 事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	41.3 歳	302,514 円	375,908 円
団体平均	42.9 歳	322,576 円	497,990 円
事業者	歳		円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 事 業		国	
1人当たり平均支給額(元年度) 734 千円		-	
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(2年4月1日現在)

病 院 事 業			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	744 千円	19,867 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成31年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)		68 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)		5,718 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(医師に支給 支給率16% 支給対象人数98人)

エ 特殊勤務手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)		378,904 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)		623,197 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)		62.5 %		
手当の種類(手当数)		10種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(元年度決算)	左記職員に対する支給単価
地域医療手当	地域医療に従事する医師職員	函館病院に所属する職員 院長 副院長および医療部長 科長およびセンター長 上記以外 函館恵山病院または函館南茅部病院に所属する職員 病院長 副院長 上記以外	130,641千円	月額260,000円 月額170,000円 月額110,000円 月額70,000円 月額450,000円 月額400,000円 月額350,000円 1回につき2,000円 1回につき1,000円
医師等派遣手当	他の病院等との間で締結した契約に基づき当該病院等に派遣され、当該病院等の外来患者の診療を行う時間において勤務する職員	医師の診療業務 医師の転院した患者に対する回診業務 医師以外	19,357千円	日額30,000円 (管理者が定める業務を行う場合にあっては6万円を超えない範囲内で管理者が定める額) 日額8,000円 日額13,000円 (管理者が定める業務を行う場合にあっては2万4千円を超えない範囲内で管理者が定める額)
緊急診療待機手当	緊急を要する診療のため正規の勤務時間外において待機することを命ぜられた職員		9,670千円	1回当たり1,240円
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部または全部を深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行うもの函館病院、函館恵山病院、または函館南茅部病院の病棟に勤務する看護師もしくは准看護師またはこれらに準ずると認められる職員	深夜の全部 深夜の一部 4H以上 2H以上4H未満 2H未満	159,657千円	1回当たり6,800円 1回当たり3,800円 1回当たり3,400円 1回当たり2,000円
分娩手当	函館病院に所属する医師または助産師で分娩に係る業務に従事する職員	医師 正規の勤務時間内 通常分娩 異常分娩 正規の勤務時間外 助産師	3,535千円	1回当たり5,000円 1回当たり10,000円 1回当たり20,000円 1回当たり1,500円
臨床研修医等指導手当	医師法に基づく臨床研修医および地域包括型実習学生に対して指導を行う職員	講義 診療行為等の直接指導 研修プログラムの企画立案等(臨床研修責任者) 臨床研修指導医講習会 を修了したもの	14,604千円	1回当たり5,000円 1回当たり1,000円 勤務1月につき30,000円 勤務1月につき5,000円
教育指導手当	市立函館病院高等看護学院の学生または他の機関の医療従事者に対して教育または指導を行う職員	市立函館病院高等看護学院の学生に対する講義を行う場合 がん認定薬剤師研修の受講者に対する講義を行う場合	1,785千円	1回当たり5,000円 1回当たり10,000円
ドクターヘリ業務手当	函館病院、函館恵山病院または函館南茅部病院に所属する医師または看護師	ドクターヘリに搭乗した場合(管理者が定める日を除く) 管理者が定める日にドクターヘリの業務に従事した場合 医師 看護師	2,525千円	1回当たり1,000円 1日当たり40,000円 1日当たり13,000円
診療業務等手当	管理監督職員のうち管理者が定める職員	正規の勤務時間外に診療業務等に従事した場合 医師 医師以外の職員	33,023千円	勤務1時間当たり5,000円 勤務1時間当たり3,200円
診療相談等対応手当	函館病院に所属する医師	管理者が定める日に函館市夜間急病センターからの診療相談等に対応する業務に従事した場合	0千円	1回当たり2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)		853,458 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)		1,035 千円	
支給実績(30年度決算)		782,219 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		960 千円	

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子1人につき 10,000 円 (2)子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 (部長級にあっては、1人につき3,500円) ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、5,000円加算。	同じ	—	88,545 千円	236,120 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。家賃に応じた額(限度額28,000円) ※令和2年4月以降の手当額が令和2年3月に支給されていた額から1,000円を超えて減額になる場合、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、改定前の額より1,000円を減じた額を支給	同じ	—	77,371 千円	308,250 円
初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に対し、月額308,600円を限度として支給	同じ	—	200,564 千円	2,005,640 円
通勤手当	(1)通勤のため片道2km以上の距離を、交通機関を利用して、その運賃または料金を負担することを常例とする職員に対し、運賃等相当額を支給(限度額55,000円) (2)通勤のため片道2km以上の距離を、自動車等の交通用具を利用することを常例とする職員に対し、通勤距離に応じて支給(限度額31,600円)	同じ	—	37,393 千円	57,883 円
単身赴任手当	人事異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に対し、30,000円+交通距離に応じた加算額(限度額70,000円)を支給	同じ	—	92 千円	92,000 円
宿日直手当	(1)宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給(2)~(5)の場合を除く) 4,400 円 (2)(3)に掲げる医師以外の医師職員で宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 24,000 円 (管理者が定める業務を行う場合にあっては6万2千円を超えない範囲内で管理者が定める額) (3)市の区域外の病院または診療所との間で締結した契約に基づき当該病院または診療所に派遣される医師職員に支給 20,000 円 (4)函館病院に所属する看護師で宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 13,400 円 (5)函館病院に所属する医師以外の職員で、市の区域以外の病院または診療所との間で締結した契約に基づき当該病院または診療所に派遣され、宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 4,400 円 (管理者が定める業務を行う場合にあっては2万4千円を超えない範囲内で管理者が定める額)	異なる	(一般行政職) (2)~(5)なし	70,368 千円	488,666 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額=1時間あたりの給与額× (25/100)×勤務時間数	同じ	—	76,482 千円	180,382 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (1)部長職 88,000 円 (2)部次長 74,000 円 (3)課長職 64,000 円 (4)課長補佐職 57,000 円	同じ	—	48,696 千円	1,132,465 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族のある職員 22,540 円 (2)世帯主でその他の職員 12,860 円 (3)世帯主でない職員 8,600 円	同じ	—	72,492 千円	78,369 円